



森林環境税って何?

国民みんなで森を支えるため、
令和6年度から森林環境税の課税が始まります

問い合わせ

(森林環境税について) 税務課

☎ 227-6036

(森林環境譲与税について) 土木課

☎ 227-6081

野々市市と森林

野々市市には山がないため、「森」とはあまり関係ないとと思う人もいるかもしれません。しかし、野々市市も、手取川七ヶ用水の水源地である白山の森林が育む恩恵を受けています。また、森林には、温室効果ガスの削減といった環境保全機能だけではなく、土砂崩れなど自然災害の防止、水資源の貯留、洪水の防止などのさまざまな効果があります。

森林の現状

森林から多くの恩恵を受けている一方、高齢化の進展などにより林業の担い手が減少傾向にあります。また、所有者や境界の分からぬ森林も存在し、今後、森林をどのように整備していくのか、全国的に大きな課題となっています。

このように中、パリ協定の枠組みの下、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図り、森林整備などに必要な地方財源を確保するため、平成31年3月に「森林環境税」が成立し、「森林環境税」および「森林環境譲与税」が創設されました。



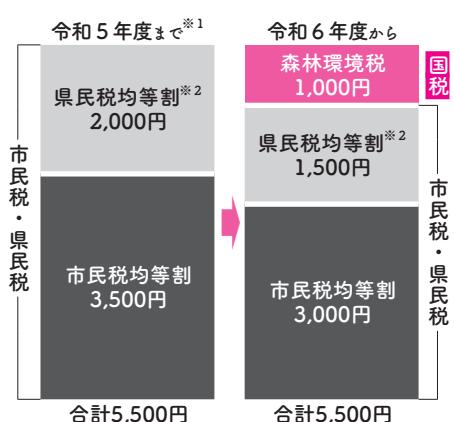
総務省
ホームページ



林野庁
ホームページ

森林環境税とは

国民一人一人が等しく森を支えるとの観点から、森林環境譲与税の財源を確保するために創設されました。令和6年度から、年額1,000円を市民税・県民税均等割と併せて市が徴収します。納付された森林環境税は市を通じて国が受け取り、全額が森林環境譲与税として地方に譲与され活用されます。



*1 市民税・県民税のそれぞれ500円（計年間1,000円）を復興税として特例で課税

*2 いしかわ森林環境税500円を含む

森林環境譲与税とは

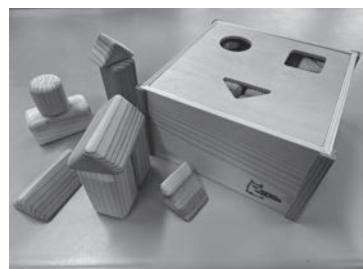
森林環境税を財源に、国が市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数および人口による客観的な基準で案分して譲与するものです。

この譲与税は、森林整備や担い手の育成、木材利用促進、普及啓発などの事業に活用することとされています。本市に配分される森林環境譲与税は、今後の公共施設整備事業や森林環境保全の普及啓発事業の財源として活用します。

【活用事例】

ののいちっ子木育事業

白山麓から切り出された木材を活用した積み木を、出生祝いとしてプレゼント。子どもたちの郷土の山々に対する関心を深めるとともに、周りの大人にとっても木材の良さと利用の意義を知る機会とし、森林の循環利用についての理解促進を図りました。



あいさつ運動バッジ

子どもたちがSDGsを身近に考える機会につなげるため、石川県産の杉の間伐材を使用したバッジを作製し、「ののいちっ子を育てる市民会議」へ贈呈。バッジは市立小中学校の全児童生徒へ配布されました。



その他の活用実績はこちら▼

